（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条に次の一項を加える。

4　海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二　保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

第二十八条の二中「第二十六条の五」の下に「、第二十六条の六の四」を加え、「、第二十七条の十八」を削り、「申請年月日」の下に「（第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日）」を加える。

第四十四条の二を第四十四条の四とし、第四十四条の次に次の二条を加える。

（法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）

第四十四条の二　法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第四章の規定による保険給付の実施

二　法第七十六条第一項の規定による保険料の徴収

三　法第八十二条第一項の規定による保健事業の実施

四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十四条各号に掲げる事務

（法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第四十四条の三　法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第四章の規定による保険給付の実施

二　法第七十六条第一項の規定による保険料の徴収

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第二十五条各号又は第二十六条に掲げる事務

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十九条」を「第百二十一条」に改める。

第三十五条に次の一号を加える。

三　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第五号に掲げる者

第四十条第三号中「（大正十五年内務省令第三十六号）」を削り、同条に次の一号を加える。

四　健康保険法施行規則第六十二条の三第五号に掲げる者

第四十七条に次の一項を加える。

4　海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二　後期高齢者医療広域連合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた被保険者の同意書

本則に次の二条を加える。

（法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）

第百二十条　法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施

二　法第百四条第一項の規定による保険料の徴収

三　法第百二十五条第一項の規定による保健事業の実施

四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四十六条各号に掲げる事務

（法第百六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第百二十一条　法第百六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施

二　法第百四条第一項の規定による保険料の徴収

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第四十三条各号に掲げる事務

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条中国民健康保険法施行規則第二十八条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項まで、第七条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項及び第十条の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月四日　　国土交通大臣　石井　啓一

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に応じて、その必要がないときは、同表に掲げる図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

第二条第一項の表配置図の項中「建物」を「建築物」に、「及び」を「、空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置並びに」に改め、同表仕様書の項中「取付方法」の下に「並びにエネルギー消費性能向上設備の種別」を加え、同表各階平面図の項中「間取り」の下に「、各室の名称、用途及び寸法」を、「種別」の下に「及び位置」を加え、同項の次に次のように加える。

用途別床面積表	用途別の床面積
機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果